



2021年3月19日

AGS 税理士法人  
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥

## マレーシア移転価格文書規定の 2021 年アップデート

2020 年財政法 (The Finance Act 2020) は 2020 年 12 月に公布され、2021 年 1 月 1 日から施行されました。とりわけ、2020 年財政法には、マレーシアにおける移転価格 (“TP”) コンプライアンスの施行を強化することを目的としたいくつかの新しい規定が盛り込まれています。別の注意点として、内国歳入庁 (“IRB”) は、TP ガイドライン (“MTPG”) で TP 文書 (“TPD”) の提出期限も改正しました。

### 1. 開始時期及び作成期限

マレーシアの移転価格税制は、2017 年 7 月 15 日以降終了する事業年度からマレーシア法人は法定申告期限までにローカルファイル (以下、「LF」) の作成が義務付けられました。法定申告期限は、マレーシア法人の事業年度終了日から 7 カ月以内となっています (例: マレーシア法人の事業年度終了日が 2020 年 12 月末の場合、2021 年 7 月末までに LF を作成)。なお、2021 年度の新たな改正はマレーシア税務当局から提出要求があれば、**14 日以内と提出期限**が短くなっており、通知された期限内に提出がされなければ、以前より厳しいペナルティが課されます。

### 2. 移転価格文書の範囲

マレーシアは OECD 加盟国ではありませんが、移転価格文書化規定は、概ね BEPS 行動計画 13 に規定されるマスターファイル (“MF”) 及び LF に準拠した内容となっており、作成すべき移転価格文書は MF 及び LF になります。移転価格文書の作成言語は英語又はマレーシア語で作成することが認められています。

### 3. 対象となる法人及び取引

アジア諸国では MF と LF の作成対象となる条件が一致している場合が多いですが、マレーシアは異なっております。

(マスターファイルの場合)

- 国別報告書 (“CbCR”) の作成を義務付けられている納税者はマスターファイルを作成し、要求に応じて移転価格ローカルファイルと一緒に税務当局に提出します。

- 多国籍企業グループの親会社がグループのマスターファイルを作成している場合は、マスターファイルのコピーをマレーシア子会社が移転価格ローカルファイルと一緒に税務当局に提出する必要があります。

(ローカルファイルの場合)

以下の条件をマレーシア法人が満たす場合には、ローカルファイルを作成する義務があります。

- 総収入が25百万マレーシアリングgit (約6億5千万円) 超で国外関連取引の取引金額が15百万マレーシアリングgit (約4億円) 超、又は
- 50百万マレーシアリングgit (約13億円) 超の財務支援の取引がある法人 (金融機関以外)

#### 4. ペナルティ

移転価格に関するペナルティが新たに **2つ一緒に適用**されることになりました。

- 税務当局から要求された移転価格文書を期限までに提出できない場合には RM20,00～RM100,000 (約52万円～260万円) のペナルティ、さらに
- 税務調査による移転価格更正金額が出た場合、その**更正金額の5%**のペナルティ (欠損金があるかどうかにかかわらず)

#### 5. その他の重要な検討事項

ベンチマーク分析にて選定される比較対象企業には、マレーシア現地法人を選定することが強く推奨されます。

以上

(問い合わせ先)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp